

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	宅地造成等に関する工事の変更許可	
根拠法令・条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項	
所 管 課	建築都市局開発調整部 宅地安全課	
審 査 基 準	許可を受けた宅地造成等に関する工事について、計画を変更しようとする場合には変更許可が必要となります。（ただし、主務省令で定められている軽微な変更については、変更許可の必要はありません。） 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項、第13条及び盛土等防災マニュアルに基づいて審査します。	
標準処理期間	標準処理期間	宅地造成又は特定盛土等に関する工事 30日 土石の堆積に関する工事 14日
	標準処理期間を設定できない理由	